

## 第68号議案

### 小野加東加西環境施設事務組合理約の一部変更の件

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、小野加東加西環境施設事務組合理約の一部を次のとおり変更することについて協議するため、同法第290条の規定により、議会の議決を求める。

平成30年9月3日提出

加東市長 安田正義

### 小野加東加西環境施設事務組合理約の一部を改正する規約

小野加東加西環境施設事務組合理約（昭和62年兵庫県指令地第36号）の一部を次のように改正する。

第3条ただし書を削る。

第7条第2項を次のように改める。

2 監査委員は、管理者が組合議会の同意を得て、識見を有する者及び組合議員のうちから各1人を選任する。

第7条第3項中「中」を「うち」に、「互選」を「選任」に改める。

第8条ただし書を削る。

第9条第2項ただし書を削る。

#### 附 則

（施行期日）

1 この規約は、平成31年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 第8条第3号及び第9条第2項第3号の規定の適用について、加東市における旧滝野町域の最近の年間ごみ搬入実績のない期間は、北播磨清掃事務組合での年間ごみ搬入実績によるものとする。

3 この規約の施行日前の償還済公債費に係る普通交付税相当額の取扱いは、なお従前の例による。

## 第68号議案 要旨

### 小野加東加西環境施設事務組合同規約の一部変更（要旨）

#### 1 協議理由

加東市の旧滝野町域におけるごみ処理に関し、平成31年4月1日から小野加東加西環境施設事務組合において共同処理することから規約の一部を変更することを組合を組織する地方公共団体と協議することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第290条の規定により議会の議決を求めるものである。

#### 2 協議内容

加東市の旧滝野町域のごみ処理を、小野加東加西環境施設事務組合において共同処理することに伴い、規約の一部を変更すること。

#### 3 施行期日 平成31年4月1日

新 旧 対 照 表

| 現 行  | 改 正 案   |
|--|---|
| <p>(組合の共同処理する事務)</p> <p>第 3 条 組合は、次に掲げる事務を共同で処理する。<u>ただし、加東市については、旧社町及び旧東条町の区域に限る。</u></p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(監査委員)</p> <p>第 7 条 (略)</p> <p>2 <u>監査委員は、管理者が識見を有する者の中から、組合議会の同意を得て選任する者 1 人と組合議員から互選された者 1 人で組織する。</u></p> <p>3 監査委員の任期は、識見を有する者の中<u>から</u>選任された者にあつては 4 年とし、組合議員のうちから<u>互選</u>された者にあつては組合議員の任期による。</p> <p>(建設経費の分賦)</p> <p>第 8 条 ごみ処理施設建設経費は、ごみ処理施設建設に係る補助金を除き、次の方法により関係市に分賦する。<u>ただし、第 2 号の人口割に係る加東市の分賦額は、旧社町域及び旧東条町域に係る人口で算出した額とする。</u></p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(組合経費の分賦)</p> <p>第 9 条 (略)</p> | <p>(組合の共同処理する事務)</p> <p>第 3 条 組合は、次に掲げる事務を共同で処理する。_____</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(監査委員)</p> <p>第 7 条 (略)</p> <p>2 <u>監査委員は、管理者が組合議会の同意を得て、識見を有する者及び組合議員のうちから各 1 人を選任する。</u></p> <p>_____</p> <p>3 監査委員の任期は、識見を有する者の<u>うち</u>から選任された者にあつては 4 年とし、組合議員のうちから<u>選任</u>された者にあつては組合議員の任期による。</p> <p>(建設経費の分賦)</p> <p>第 8 条 ごみ処理施設建設経費は、ごみ処理施設建設に係る補助金を除き、次の方法により関係市に分賦する。_____</p> <p>_____</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(組合経費の分賦)</p> <p>第 9 条 (略)</p> |

2 前項に規定する関係市の負担金は、次の方法により関係市に分賦する。ただし、第2号の人口割に係る加東市の分賦額は、旧社町域及び旧東条町域に係る人口で算出した額とする。

(1)～(3) (略)

2 前項に規定する関係市の負担金は、次の方法により関係市に分賦する。 \_\_\_\_\_

(1)～(3) (略)